

第27回 法廷委員会

法廷委員会委員長 成田 茂 (34期)



1 法廷委員会の設立の経緯と活動範囲

法廷委員会は、昭和20年代の「荒れる法廷」に対処すべく、日弁連に中央法廷委員会が設置され、その後、各単位会に設置されたものである。しかし、「荒れる法廷」は減少し、1994年には日弁連の中央法廷委員会が廃止され、各単位会の法廷委員会も東京弁護士会以外は全て廃止された。東京弁護士会においても、何度か法廷委員会の廃止が議論されたが、その都度、法廷委員会の「弁護権擁護」という明確な視点による、迅速かつ適正な事件処理の実績が支持され、現在も活動を続けている。

法廷委員会が取り扱う事案は、原則として刑事事件を対象としていた。しかし、対立構造が刑事事件に類似する民事の公安労働事件についての救済申立がなされたときにも、法廷委員会は諮問を受けてその調査を行い、東京地裁に対する執行（この件の場合、法廷委員会の決議書を添えて、担当裁判官には要望書を、東京地裁所長代行宛には通知書をそれぞれ提出した。）も行った。さらに、法廷委員会が民事事件についての裁判官の訴訟指揮に関するアンケート調査を実施したこともあって、現在では民事事件に関する法廷委員会宛の救済申立についても諮問を受け、必要に応じて調査を開始し、執行も行っている。

また、「法廷」委員会ではあるが、法廷での問題に限らず、捜査段階や拘置所の処遇等に関する事案についても諮問を受け、事案に応じた対処を行っている。

このように、法廷委員会は、裁判に関連する弁護士の駆け込み寺として、幅広く活動を行っている。法廷委員会の活動の詳細については、先例集を3冊上梓しているので、ご一読いただければ幸いである。

2 法廷委員会の事件処理の概要

救済の申立が法廷委員会に諮問されたときは、法廷

委員会は、まず、当該申立について調査を開始することが相当であるか否かの判断を行う。調査相当と認められたときは、副委員長1名を責任者とする数名の調査部会を構成し、資料の検討、申立人および関係者からの事情聴取等の調査を開始する。さらに、法廷傍聴を行うこともある。委員の傍聴は、法廷で裁判官や検察官に意識され、傍聴だけで無用な対立関係が沈静化することもある。調査が終了すると、委員会において、当該事案について、執行をするか否か、十分な議論のうえ意見書をまとめ、会長宛に報告する。執行とは、当該公務所の長に対する法廷委員会の意見書を添付した会長名義の要望書を提出することであり、法廷委員会では、必ず、要望書を当該公務所に持参して手交するとともに、その経過を説明して、適切な対応をなすよう求めている。執行には至らない事案であっても、必要に応じて理事者を通じて司法協議会などで裁判所等に問題提起をするなど、弁護権擁護のために適切な対応をするように努めている。

3 裁判所の処置請求と法廷委員会

2007年3月の臨時総会において、法廷委員会は、裁判所からの処置請求に対する調査機関と正式に定められた。幸いにして、その後、東京弁護士会に対する処置請求がなされたことはない。しかし、裁判員制度等の新しい刑事訴訟制度の中で、新たな対立構造が発生しないとも限らない。法廷委員会は、裁判所の処置請求に対しても、誠実に調査を行うものであるが、弁護権擁護の視点は、毅然として維持する所存である。

*法廷委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2木曜日 午後3時～5時
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207